（金融商品取引所等に関する内閣府令の一部改正）

第十一条　金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（金融商品取引所における取引証拠金の分別管理） **第六十七条**　［略］ ２　［略］ ３　法第百十九条第四項の規定に基づき代用有価証券等（同条第五項の規定により取引証拠金に充てられる有価証券（以下この項において「代用有価証券」という。）及び次条第一項に定めるものをいう。以下この項において同じ。）を管理する金融商品取引所は、次の各号に掲げる代用有価証券等の区分に応じ、当該各号に定める方法により、当該代用有価証券等を管理しなければならない。 一　有価証券（法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を除く。）　次のイからニまでに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イからニまでに定める方法 イ　金融商品取引所が自己で保管することにより管理する有価証券（混合して保管されるものを除く。ロにおいて同じ。）　代用有価証券の保管場所について固有有価証券等（自己の固有財産である有価証券その他の代用有価証券以外の有価証券をいう。次号及び第三号において同じ。）の保管場所と明確に区分し、かつ、当該代用有価証券についてどの会員等から又はどの会員等若しくは清算受託者若しくは清算会員等を通じ預託を受けた有価証券であるかが直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法 ロ　［略］ ハ　金融商品取引所が自己で保管することにより管理する有価証券（混合して保管されるものに限る。ニにおいて同じ。）　代用有価証券の保管場所については固有有価証券等の保管場所と明確に区分し、かつ、各会員等から又は各会員等、各清算受託者若しくは各清算会員等を通じ預託を受けた代用有価証券に係る持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法 ニ　［略］ ［二～四　略］	（金融商品取引所における取引証拠金の分別管理） **第六十七条**　［同上］ ２　［同上］ ３　［同上］ 一　［同上］ イ　金融商品取引所が自己で保管することにより管理する有価証券（混蔵して保管されるものを除く。ロにおいて同じ。）　代用有価証券の保管場所について固有有価証券等（自己の固有財産である有価証券その他の代用有価証券以外の有価証券をいう。次号及び第三号において同じ。）の保管場所と明確に区分し、かつ、当該代用有価証券についてどの会員等から又はどの会員等若しくは清算受託者若しくは清算会員等を通じ預託を受けた有価証券であるかが直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法 ロ　［同上］ ハ　金融商品取引所が自己で保管することにより管理する有価証券（混蔵して保管されるものに限る。ニにおいて同じ。）　代用有価証券の保管場所については固有有価証券等の保管場所と明確に区分し、かつ、各会員等から又は各会員等、各清算受託者若しくは各清算会員等を通じ預託を受けた有価証券に係る持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法 ニ　［同上］ ［二～四　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、民法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

府　令・省　令

○内閣府令第一号
財務省令第一号

民法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十四号）の施行に伴い、投資者保護基金に関する命令の一部を改正する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年二月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎

投資者保護基金に関する命令の一部を改正する命令の一部を改正する命令

投資者保護基金に関する命令の一部を改正する命令（平成二十六年内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。